

川崎市立生田中学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

「学校教育目標」

一人ひとりが自ら学び、
思いやりの心と正しい判断力をもって
行動できる生徒の育成

《めざす学校像》

活力ある学校
～生徒主体の活動

高め合う学校
～認め合い高め合う

ともに生きる学校
～仲間と・地域と

《めざす生徒像》

1. 夢と希望をもち、その実現に向けて努力する生徒
2. 自他を大切にし、責任ある行動がとれる生徒
3. 高い志をもち、未来を創造できる生徒

《めざす教職員像》

1. 生徒に寄り添い、ともに行動し、良さを伸ばせる教職員
2. 高い見識と行動規範をもち、誰からも信頼される教職員
3. チーム（組織）として機能する教職員集団

《教育の重点》

確かな学力の育成

《重点目標》

- ①総合的な学力の向上と GIGA スクール構想の推進
- ②意欲につながる学習評価の実施
- ③支援教育の充実

《具体的方策》

- ・きめ細やかな指導方法や指導体制の充実
- ・主体的に学ぶ意欲を育む教材教具の工夫
- ・言語活動の充実と能動的な姿勢を養う教育活動
- ・支援教育 CO を中心とした支援体制の確立
- ・個別最適な学び、協働的な学びの推進

生き生きとした活動の推進

《重点目標》

- ①一人一人を大切にした生徒主体の学校づくり
- ②認め合い高め合いともに成長できる関係づくり
- ③教育相談の充実

《具体的方策》

- ・リーダーの育成と生徒中心の行事運営
- ・学年、学級活動の活性化 委員会活動の活性化
- ・かわさき共生＊共育 PG を活用した関係づくり
- ・食育の推進、すこやかな心と体づくりの推進
- ・生徒の声を傾聴し心を理解する教育相談
- ・いじめや暴力は許さない人権尊重教育の推進

学びの環境づくりと有効な活用

《重点目標》

- ①図書館指導の充実、読書活動の推進
- ②ICTの整備と有効活用
- ③防災教育、いのちを大切にする教育の推進

《具体的方策》

- ・図書館の有効活用
- ・ICT等の教材教具の管理と充実
- ・校内美化活動の推進
- ・特別教室等の環境整備
- ・防災教育の充実、防災力と防災意識の向上

地域ぐるみの教育の推進

《重点目標》

- ①キャリア在り方生き方教育の推進
- ②異校種間連携教育の強化・推進
- ③地域から信頼される学校づくり

《具体的方策》

- ・在り方生き方教育としてのキャリア教育の推進
- ・異校種間連携教育の充実
- ・地域活動の充実（体験活動・ボランティア等）
- ・学校だよりの発行、学校HP等の活用
- ・学校運営協議会（コミュニティスクール）の運用

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするこで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめ直させ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

| | | | |
|--------|-----------|------------|-------|
| 校長 | 教頭 | 教務主任 | 学年主任 |
| 生徒指導担当 | 支援教育 Co | 養護教諭 | 学年 Co |
| 教育相談担当 | 部活動顧問長 | スクールカウンセラー | |
| 進路担当 | いじめ防止対策委員 | | |

※本会議の下に「いじめ防止対策委員会を置き、実務に当たる。

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・教頭、生徒指導担当
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・生徒指導担当・支援教育 Co
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・生徒指導担当、学年主任
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・いじめ防止対策委員
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・生徒指導担当、3 学年主任
道徳主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・生徒指導担当、3 学年主任

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・生徒指導担当、支援教育 Co
1 年・・・・・・・・・・1 学年主任 2 年・・・・・・・・・・2 学年主任
3 年・・・・・・・・・・3 学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・生徒指導担当、支援教育 Co、SC
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・生徒指導担当、養護教諭、SC

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・生徒指導担当、生活委員会担当、
生徒会本部担当
- ・PTA 校外委員会との連携・・・・・・・・・・生徒指導担当、教務主任
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・教務主任、地域教育会議担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・学警連担当
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・生徒指導担当、支援教育 Co、各学年主任、
支援級主任

※学校がホームページ等で公開する場合、教職員の個人名を掲載する必要はない。

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画の例

| 月 | 活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等) |
|----|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担・年間指導計画の確認 ・生徒指導研修 (確認事項、いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等について) ・かわさき共生*共育プログラムの取組について ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・生徒指導研修 (支援が必要な生徒の理解と配慮) |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回教育相談の実施…今後の生徒理解に生かす ・交通安全教室開催 (自転車の安全な乗り方) <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容：役割連携でチーム力を高める)</p> |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・情報モラル教室の開催 (神奈川県警サイバー教室のサイバー教材を利用) ・夏季休業期間中の対応確認 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・生田中学校学校安全会議 (地区懇談会) …学校と地域の連携 ・学年連絡会での情報交換…夏季休業中の生徒の状況報告と指導経過・今後の確認 ・教育相談に関する研修会 ・第2回教育相談アンケート実施 (必要に応じて教育相談) |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省・まとめと後期の具体的な取組の確認 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回教育相談アンケート実施・第2回教育相談の実施・・・今後の生徒理解に生かす |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・小中交流会 (授業・部活動) ・中学生が語る会参加 ・地域の皆さんと語り合おうの会 ・冬季休業期間中の対応確認 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第4回教育相談アンケートの実施 ・第3回教育相談の実施…今後の生徒理解に生かす |
| 2 | <p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年連絡会での情報交換…各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・年度末年度初め休業期間中の対応確認 |

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動や環境美化活動

[交流活動の活性化]

- ・体育祭を中心に1年～3年の縦割りブロック活動
- ・高齢者施設との交流訪問
(初釜の会・団子汁の会)
- ・委員会活動(緑化活動、花いっぱい運動、声かけ運動、水槽の魚の世話)
- ・部活動の有志での五反田神社の祭礼に参加(地域行事での交流活動)
- ・ふれあいミュージックフェスタ(生田地区青少年指導員会主催の音楽発表会)への参加
- ・中学生と語る懇談会(生田地区社会福祉協議会主催の意見交流会)への参加
- ・小中連携活動

生田中学校区地域教育会議・子ども会議

学区内三小学校との授業・部活動体験交流

- ・地域の方と語り合おうの会
(地域の方を講師に招いて20程度のブースに分かれて各学年の生徒との交流)
- ・こども文化センターの夏まつりへ、中学生ボランティアとして参加

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語コンテストやポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・生徒会年間テーマの設定、掲示

保護者の取組 (PTA 活動)

- ・広報誌での呼びかけ(広報委員会)
- ・生田中学校区学校安全会議(校外委員会)

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動(地域諸団体)
- ・五反田川清掃(PTA、生田中学校区地域教育会議)
- ・教育を語る集い(生田中学校区地域教育会議)